

## 仕様書

- 1 件名 下関市菊川ふれあい会館電動式移動観覧席修繕
- 2 業務場所 下関市菊川ふれあい会館（以下「会館」という。）  
下関市菊川町大字下岡枝 1 1 7 番地
- 3 履行期間 契約締結日から令和 9 年(2027 年) 3 月 3 1 日まで
- 4 業務概要 下関市菊川ふれあい会館多目的ホールの電動式移動観覧席修繕
- 5 業務内容

多目的ホール電動式移動観覧席において、次の表に示す部品を交換、正常に収納及び展開できるようにすること。また、交換後不要となった部品について処分すること。

コトブキシーティング社製 RCS-3252

9 段目用支柱組立品	1	個
10 段目用支柱組立品	1	個
9 段目用サイドパネル支柱組立品	1	個
10 段目用サイドパネル支柱組立品	1	個
支柱取付ねじ類	1	式
背張り加工品	3	枚
座張り加工品	1	枚
背裏化粧板	1	枚
背貫材	2	個
連結管	1	本
背貫材クランプ	2	個
椅子取付ねじ類	1	式
起立ユニット組立品	4	個
起立装置取付ねじ類	1	式
ナンバープレート	1	式

- 6 業務の実施時間  
受注者は、業務の実施を、原則として、委託者の運営勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、担当職員が別に指示する場合についてはこの限りではない。
- 7 業務完了  
受注者は、業務完了報告及び部品交換作業前、作業後の写真等をまとめた報告書を発注者に提出すること。

- 8 支払いについて  
全ての業務完了後に支払う。
- 9 環境に関する配慮事項  
別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり
- 10 下関市暴力団排除条例による措置  
別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおり
- 11 その他
  - (1) 受注者は、業務場所における事故及び災害防止の措置を確実に講ずること。
  - (2) 受注者は事故または災害が発生した場合は、直ちに、最善の応急処置を講ずるとともに委託者及び関係官公署に報告すること。
  - (3) 受注者は、会館利用者及び会館職員の安全を最優先に会館運営の妨げとならないよう業務を実施すること。
  - (4) 業務の実施に当たり、施設、備品その他に対し損害を与えたときは、受注者の負担により賠償するものとする。